

高校等[※]に進学が決定したら、 対象の世帯に**10万円**支給します！



※「等」は、高等専門学校、専修学校（高等課程）

支給要件

- ①足立区在住
- ②令和4年度の中学校3年生で、高等学校等へ進学先が決定していること
- ③令和5年2月時点、就学援助の準要保護世帯として認定されていること

※ 2月中に生活保護の受給を開始した場合（要保護認定）は、対象外です（生活保護費から支給されます）。

支給額

10万円（一律）

1枚の申請書で「就学援助」と
「高等学校等入学準備助成」
両方の制度の申し込みができます！

申込方法

『「就学援助（区域外）受給」「高等学校等入学準備助成」申請書兼委任状・口座振替依頼書』※を学務課助成係へ郵送または持参

※ 「就学援助（区域外）のお知らせ」に同封されています。

支給時期

令和5年2月下旬・3月下旬（予定）

※ 就学援助の申請書に記入された口座に振り込みます（申請当初から学校長口座の方は、別途保護者口座の調査をします）。



<提出及び問い合わせ先>（高等学校等入学準備助成・就学援助いずれも）

足立区教育委員会 学務課助成係 電話03-3880-5977(直通)

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所南館5階

※就学援助については、「就学援助（区域外）のお知らせ」を確認してください



支給までの流れ

『「就学援助受給」「高等学校等入学準備助成」申請書兼委任状・口座振替依頼書』を、**足立区教育委員会 学務課助成係**へ提出



就学援助の結果が令和5年2月時点で「**準要保護認定**」



就学援助の結果が「**否認定**」または「**要保護認定**」



教育委員会から支給予定の対象者へ進学先の調査依頼を送付



対象外となります

※ 「要保護認定」の方は生活保護費から支給されます。



高等学校等へ進学先が決定

※ 進学されない場合は、支給の対象外となります。



<令和5年2月上旬以降>

進学先が確認できる書類等を教育委員会学務課へ提出※

※ 合格通知書のみは不可。入学許可書や入学金を支払ったことが証明できるものの写し(領収証等)を提出していただきます。



<令和5年2月下旬
・3月下旬>

進学先の調査で進学先の確認がとれた支給対象者へ、**教育委員会から交付決定書を送付、申請書に記入いただいた口座へ支給**

- ※ 申請当初から学校長口座の方は、事前に保護者様の口座の調査をいたします。期日までにご回答いただいた場合は、高等学校等入学準備助成金のみ、保護者様の口座へお振り込みいたします。
- ※ 進学先の確認が3月中旬以降から3月下旬になった場合においては、支給が4月以降になります。

問い合わせ先



(高等学校等入学準備助成・就学援助いずれも)



足立区教育委員会 学務課助成係

電話03-3880-5977(直通)

〒120-8510 足立区中央本町1-17-1 足立区役所南館5階